

「名取 ゆき・かき・スコップ隊」実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、名取市が管理する道路の除雪及び凍結防止（以下「除雪等」という。）を市民・企業協働で行い冬期間における市民の安全な歩行空間の確保を目的とする「名取 ゆき・かき・スコップ隊」の実施に関し、必要な実施項目を定めるものである。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 参加団体 市民が相互の親睦、融和及び扶助等日常生活における共通の目的を達成するため、地域を単位とした、任意に組織する地域組織をいう。
- (2) 団体の構成員 参加団体となる地域住民、町内会、小中学校、企業団体、PTA等の構成員をいう。

(実施対象)

第3条 除雪等の実施対象は、名取市が管理する道路（歩道・生活道路・通学路等）とする。

(参加申込)

第4条

- 1 「名取 ゆき・かき・スコップ隊」に参加を希望する団体は、別に定めるところにより、登録申請書を名取市建設部土木課道路維持係まで提出するものとする。
- 2 対象となる参加団体人数は、5人以上からとする。ただし、5人以上の参加が困難であり作業予定路線の周辺環境により除雪等の必要があると認められた場合は、この限りではない。
- 3 募集に関しては、「広報なとり」及び「名取市ホームページ」で行い、随時募集するものとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から翌年の1月3日までの期間は含まないものとする。

(活動内容等)

第5条

- 1 参加団体は、この実施要領に基づき、冬期間の歩行空間を確保するため、名取市が管理する道路の除雪等を行うものとする。
- 2 参加団体は、活動状況を毎年3月31日までに、活動報告書を名取市建設部土木課道路維持係へ提出するものとする（紙提出または「名取 ゆき・かき・スコップ隊」の専用メールにて提出。）。
- 3 活動報告書を提出する際は、活動状況の写真又は画像データを、受付係へ提出するものとする（紙提出または「名取 ゆき・かき・スコップ隊」の専用メールにて提出。）。

(活動中の事故等)

第6条 参加団体が冬道において除雪等活動中の第三者との紛議については、当事者間で解決するものとする。

(参加団体への市の支援)

第7条

- 1 名取市は、参加団体の活動に対して次に掲げる支援を行うことができる。参加団体は支給及び提供された物品を適正に使用・保管し、除雪等の作業以外には使用しないものとする。
 - (1) 市民総合賠償補償保険への加入
 - (2) 除雪等に必要作業物品の支給(雪かきスコップ・除雪ダンプ)
 - (3) 融雪剤の提供
- 2 除雪等に必要作業物品の支給について、支給物品の種類については、参加団体が選択できるものとし、支給回数については、別添1「除雪物品支給基準」に基づき支給するものとする。
- 3 参加団体は、支給物品が損傷した場合、名取市建設部土木課道路維持係に物品交換の申請を行うことで支給物品の交換ができるものとする。

(物品の管理)

第8条

- 1 参加団体は、支給及び提供された物品を適正に管理するものとする。
- 2 参加団体は、物品の支給及び提供を受ける際は、名取市建設部土木課道路維持係へ申請書を提出するものとする。
- 3 参加団体は、融雪剤を追加で必要とする場合は、市役所又は公民館にて受取りを行うものとする。
- 4 参加団体は、毎年3月31日に、各団体が保有している物品の数量を、名取市建設部土木課道路維持係に報告するものとする（紙提出または「名取 ゆき・かき・スコップ隊」の専用メールにて提出。）。

(登録の更新及び退会)

第9条 参加団体の登録は、退会届を提出するまで自動更新とする

(活動の公表)

第10条

- 1 市のホームページにて、参加団体の登録状況を公表するものとする。
- 2 参加団体による除雪等の作業状況を、広報なとり及び市のホームページにて掲載し「名取 ゆき・かき・スコップ隊」の活動を広く公表するものとする。

(実施細目)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は、名取市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年 11月 1日から実施する。

この要領は、平成30年 11月12日に一部改正する。

この要領は、令和2年 10月30日に一部改正する。

この要領は、令和3年 1月27日に一部改正する。